

岩手県立黒沢尻工業高等学校半導体実習施設整備事業に係る基本協定書（案）

発注者と受注者とは、岩手県立黒沢尻工業高等学校半導体実習施設整備事業に係る設計業務委託契約、工事監理業務委託契約及び工事請負契約について、下記のとおり基本協定を締結する。

記

1 事業の名称 岩手県立黒沢尻工業高等学校半導体実習施設整備事業

2 敷地の場所 北上市村崎野 24 地割 19 番地

3 施設の概要 半導体実習施設 1 棟

4 予定履行期間 設計業務委託契約締結の翌日から
令和 年 月 日 まで

5 契約金額

設計業務、工事監理業務及び建設工事に係る各契約の契約金額は、協定条項第 2 条第 2 項に定める方法により決定する。

6 添付書類

- (1) 岩手県立黒沢尻工業高等学校半導体実習施設整備事業設計・施工者選定プロポーザル実施要項
- (2) 岩手県立黒沢尻工業高等学校半導体実習施設整備事業要求水準書
- (3) 技術提案書

7 協定条項

（契約の締結）

※建設工事の予定価格（見込額）が 5 億円以上の場合の例文

第 1 条 発注者及び受注者は、本協定の締結後、設計業務の委託契約を締結するものとする。

また、建設工事の請負契約については、設計業務の完了後、令和 9 年 11 月中旬までを目途として、県議会への契約締結に係る議案提出日前までに仮契約を締結するものとする。

2 前項の仮契約は、県議会において当該契約に係る議案が可決された時をもって本契約としての効力が生じるものとする。

3 前項の規定により工事請負契約が本契約として効力を生じる日に合わせ、発注者と受注者は、工事監理業務の委託契約を締結するものとする。

（契約内容の決定方法等）

第 2 条 発注者及び受注者は、前条の契約を締結しようとするときは、当該契約に先立ち、契約に係る工期、金額その他の内容について協議するものとする。

- 2 契約金額は、岩手県立黒沢尻工業高等学校半導体実習施設整備事業設計・施工者選定ポータル実施要項第2第2項第1号に示す金額の範囲内において、設計業務、工事監理業務及び建設工事のそれぞれについて、随意契約の見積徴収により決定するものとする。
- 3 第1項の協議は、発注者からの申出により開始されるものとし、協議を開始した日から14日以内に当該協議が整わないときは、発注者が当該協議に係る内容を確定させることができるものとする。この場合において、受注者は、当該内容に対し、異議を申し立てることができないものとする。
- 4 発注者は、前項の規定により当該協議の内容を確定させたときは、当該確定させた内容を受注者に通知するものとする。

(契約の不締結)

第3条 発注者は、次に掲げる場合に限り、契約を締結しないことができる。

- (1) 予算等の措置が講じられていないとき。
 - (2) 受注者の経営状態が健全でないと認められるとき。
 - (3) 受注者が建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けているとき。
 - (4) 設計業務の成果品が、受注者の提出した技術提案書の内容を適切に反映したものでないと認められるとき。
 - (5) その他受注者と契約を締結することが不適切であると認められるとき。
- 2 受注者は、次に掲げる場合に限り、契約を締結しないことができる。

- (1) 発注者の承諾を得たとき。
- (2) 天災その他避けることができない事変のため契約を締結することができないとき。

(発注者の解除権)

第4条 発注者は、前条第1項の各号のいずれかに該当する場合には、この協定を解除することができる。

- 2 発注者は、受注者が前条第1項第2号から第5号の規定のいずれかに該当するため、前項の規定に基づきこの協定を解除したときは、発注者に生じた損害について、受注者に対して損害賠償を請求することができる。

(書面主義)

第5条 この協定書に定める申出、通知及び契約の締結は、書面により行う。

(業務の履行)

第6条 受注者は、自らが提出した技術提案書の提案内容について、誠実にこれを履行する。

- 2 受注者は、発注者と十分に連携して業務を行う。

(協定書の有効期間)

第7条 この協定は、工事請負契約が締結された日をもって、その効力を失う。

(補則)

第8条 この協定書に定めない事項、この協定書に関して疑義が生じた事項等は、必要に応じ、発注者と受注者が協議して定める。

本協定締結の証として、この協定書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 岩手県

代表者 岩手県知事 達 増 拓 也 印

受注者